



しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

# 障害者差別解消法

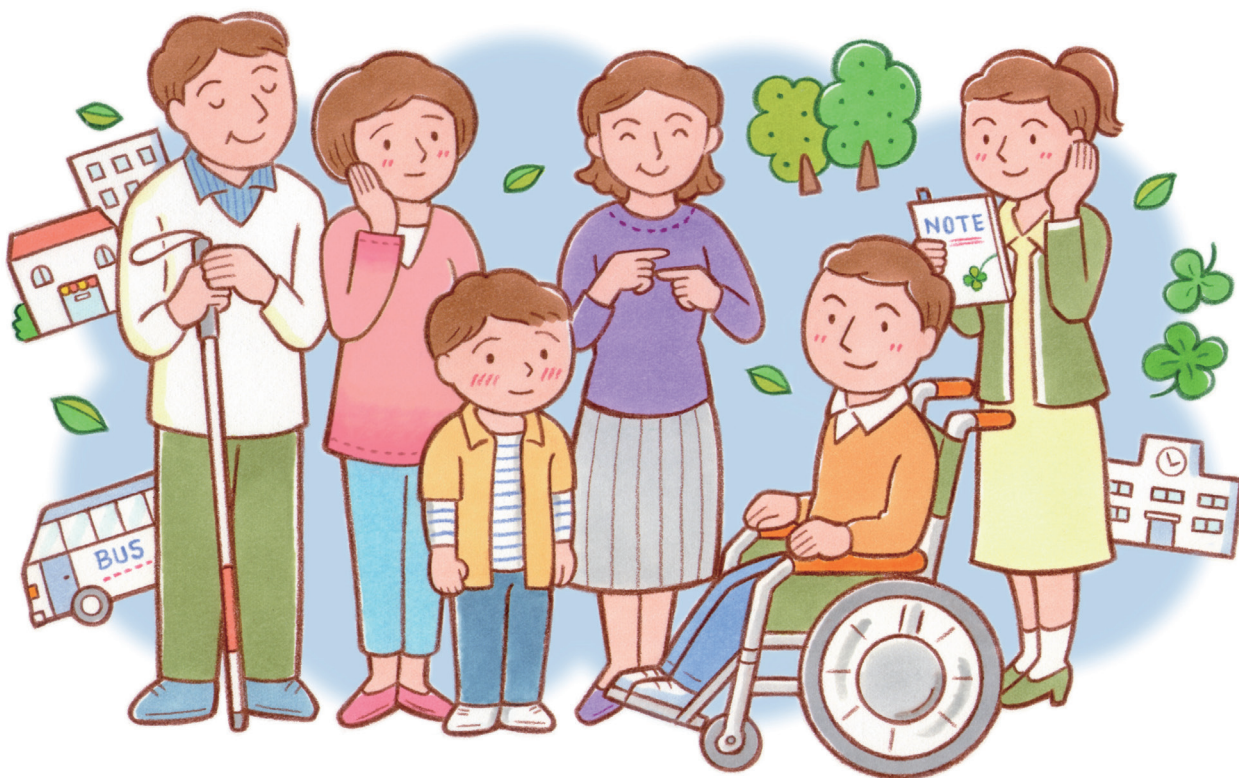


## ができました



しょうがい ひと ひと たが ひと ひと ことりゅう ささ

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認めあい、交流し、支えあ  
いながら、ともに生きる社会、だれもが安心して暮らせる社会をめざす法律です。

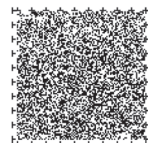


### 対象となる障害のある人

しん たいしょうがい ち てきしょうがい せいしんしょうがい はつ たつしょうがい ほか しん しん き のう しょうがい

身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害があ  
る方で、障害や社会のかべ（利用しづらい建物や制度など）によって、暮らし  
にくく、生きにくい状態が続いている方をいいます。障害者手帳をもっていな  
い方や障害児も含まれます。

ね り ま く  
練馬区



# 障害者差別解消法で決められていること

## 不当な差別的取扱いの禁止

障害があることで、障害のない人と、ちがう扱いを受けて困ったことはありませんか。

たとえば、障害があるというだけで、お店に入ることを拒否されること、皆が使うサービスが使えないことなどは「不当な差別的取扱い」にあたります。

役所や会社・お店などでは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### 具体的な例



当店は食べ物を扱うお店なので、補助犬と一緒にの方は入れません。

障害がある方に物件は紹介できません。



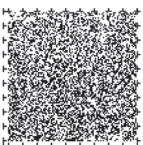
アパートをかりるとき「障害があります」とつたえると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。



聴こえない人が、「問合せは本人からの電話でしか受けられない」と言われた。

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないように、できるだけ努力することになっています。



	障害を理由とする不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
役所など	してはいけない	しなければならない
会社・お店など	してはいけない	できるように努力する

# 合理的配慮の提供

自分の障害にあった必要な工夫や手助けをしてもらえなかったことはありませんか。

障害のある人が、社会のかべをとりのぞくために必要な手助けを求めたとき、役所や会社・お店などは、負担が重すぎない範囲で対応すること（会社・お店などについては対応するように努力すること）が求められます。これを合理的配慮といいます。ただし、お金がかかりすぎる場合などは合理的配慮を行わなくても差別にならないこともあります。

## 具体的な例

内容をつたえるために、視覚障害のある人に書類を読み上げて説明する。

聴覚障害のある人に、手話や筆談などによるコミュニケーションをとる。

知的障害のある人には、わかりやすく説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。



身体障害のある人などが、電車にのるとき、手助けをする。  
高いところにある商品を取って渡す、扉をあけるなどの手助けをする。

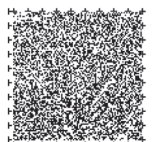
## Q&A

**質問** 近所の人から差別的なことを言われました。障害者差別解消法で定められた決まりごとを、破ったことになりますか？

**答え** 障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。役所は、障害のある人への差別がなくなるよう、住んでいる人に理解を深めるよう取り組みます。

**質問** 障害を理由とする差別のことで困ったときは、どこに相談するのでしょうか？

**答え** 練馬区の窓口にご相談してください。（つぎのページ）





こま まど ぐち そう だん  
**困ったことがあったら窓口にご相談しましょう**

しょうがい そうだん おう  
 (どの障害でも相談に応じます)

しょうがい しゃ さ べつ そうだん しょうがい しゃ し さくすい しん か  
**障害者差別の相談** ⇨ **障害者施策推進課**

☎ 5984-4602 / 📠 (ファックス) 5984-1215

メール / SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp

げつ きんよう しゅくきゅうじつ ねんまつねん し やす  
 月～金曜 8:30～17:15 (祝休日・年末年始は休み)

しょうだんないよう おう ほか まどぐち たんとうぶしょ しょうがい ば あい  
 ※相談内容に応じて、他の窓口や担当部署をご紹介する場合があります。



しょうがい しゃ さ べつ しょうがい しゃぎやくたい かん そうだん ふくし りよう けんこう そうだん  
**障害者差別、障害者虐待に関する相談、福祉サービスの利用、健康などの相談**

しん たいしょうがい かた  
**【身体障害のある方】**

そうごうふくしじむしょ しょうがいしゃしえんがかり  
**● 総合福祉事務所 障害者支援係**

ねりま 【練馬】 ☎ 5984-4609 / 📠 5984-1213

ひかりおか 【光が丘】 ☎ 5997-7796 / 📠 5997-9701

しゃくじい 【石神井】 ☎ 5393-2816 / 📠 3995-1137

おおいずみ 【大泉】 ☎ 5905-5272 / 📠 5905-5277

げつ きんよう しゅくきゅうじつ ねんまつねん し やす  
 月～金曜 8:30～17:15 (祝休日・年末年始は休み)

ち てきしょうがい かた  
**【知的障害のある方】**

そうごうふくしじむしょ ち てきしょうがいしゃたんとうがかり  
**● 総合福祉事務所 知的障害者担当係**

ねりま 【練馬】 ☎ 5984-4611

ひかりおか 【光が丘】 ☎ 5997-7075

しゃくじい 【石神井】 ☎ 5393-2815

おおいずみ 【大泉】 ☎ 5905-5273

ばんごう  
 ※ファックス番号は、  
 しょうがいしゃしえんがかり きょうつう  
 障害者支援係と共通

せいしんしょうがい かた  
**【精神障害のある方】**

ほけんそうだんじょ  
**● 保健相談所**

とよたま 【豊玉】 ☎ 3992-1188 / 📠 3992-1187

きた 【北】 ☎ 3931-1347 / 📠 3931-0851

ひかりおか 【光が丘】 ☎ 5997-7722 / 📠 5997-7719

げつ きんよう しゅくきゅうじつ ねんまつねん し やす  
 月～金曜 8:30～17:15 (祝休日・年末年始は休み)

しゃくじい 【石神井】 ☎ 3996-0634 / 📠 3996-0590

おおいずみ 【大泉】 ☎ 3921-0217 / 📠 3921-0106

せき 【関】 ☎ 3929-5381 / 📠 3929-0787

しょうがい ひと かぞく にちじょうせいかつ なや そうごうそうだんまどぐち  
**障害のある人やその家族の日常生活の悩みなどの総合相談窓口**

しょうがいしゃちいきせいかつしえん  
**● 障害者地域生活支援センター**

とよたま 【豊玉 (きらら)】

☎ 3557-9222 / 📠 3557-2090

げつ か もく きんよう  
 月・火・木・金曜 9:00～20:00

ど にちよう  
 土・日曜 12:00～20:00

しゃくじい 【石神井 (ういんぐ)】

☎ 3997-2181 / 📠 3997-2182

げつ すい もく きんよう  
 月・水・木・金曜 9:00～20:00

ど にちよう  
 土・日曜 12:00～20:00

ひかりおか 【光が丘 (すてっぷ)】

☎ 5997-7858 / 📠 5997-7857

げつ すい もく きんよう  
 月・水・木・金曜 9:00～20:00

ど にちよう  
 土・日曜 12:00～20:00

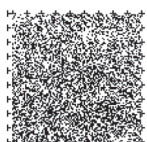
おおいずみ 【大泉 (さくら)】

☎ 3925-7371 / 📠 3925-7386

げつ か もく きんよう  
 月・火・木・金曜 9:00～20:00

ど にちよう  
 土・日曜 12:00～20:00

しゅくきゅうじつ ねんまつねん し やす  
 ※祝休日・年末年始は休み



植物油インキを使用しています。  
 G15001③



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
 デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー